

情報公開法に関する意見について

日本経団連産業本部

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）では、制度上、企業が行政機関に提供した法人情報の公益衡量上の開示の判断は、行政機関の長の裁量に委ねられており、具体的な審査基準が明定されていない。こうした状況下、企業は、行政機関からの情報流出を危惧し、双方の間での適切な情報共有に支障をきたす恐れがある。また、法人情報の開示請求は、競合他社によって多くなされているとの指摘もある。

近年、企業は自社の機密情報を管理し、知的財産を保護することや、他社の知的財産を尊重するような取組みを強化しており、行政機関が保有している法人情報の適正な保護を図ることが必要である。

今後の検討にあたっては、公正な企業間の競争を確保する観点から情報公開の在り方について検討を行い、下記の指摘事項を含め、適切な改善方策を取りまとめることを期待したい。

記

1. 任意提供の法人情報について

（法第5条2号関係）

○行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で、企業が任意に提供した法人情報の不開示該当性については、極めて限定的に運用されており、情報公開審査会の答申を見る限り、法第5条2号ロの規定を根拠に不開示となつたケースは殆ど存在しない。このような運用の下では、「企業が通例として公にしないことその他当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であること」に該当するか否かが実質的な要件となっている。

こうした状況を改善するためには、法第5条2号ロを見直し、①非開示特約を付した任意提出情報については原則不開示とし、当該特約が非合理的な場合に限って開示する仕組みとするか、②ロの後段部分「その他当該条件を付すことが（以下略）」を削除すべきである。

2. 裁量的開示の取り扱いについて

（法第7条関係）

○法第5条2号のただし書き以外の要件で、法第7条に規定する開示にあたる要件を具体的に想定することは困難である。情報公開法の施行状況調査によれば、法7条に基づく公益裁量開示の件数は、平成13年度で16件（総開

示決定件数に占める割合は 0.04%）、平成 14 年度で 4 件（同 0.01%）に過ぎないが、これらの中で法 5 条 2 号に関連する開示件数がどの程度存在するのか、具体的に明らかにした上で、本条の必要性について検討する必要がある。

法人情報について、法第 5 条 2 号のただし書きには該当しないが、裁量的開示には該当する具体的な要件が特定できないのであれば、法第 7 条の公益衡量の対象としないこととすべきである。

3. 第三者意見の照会について

（法第 13 条関係）

○法第 13 条 1 項に規定されている任意的意見聴取は、口頭で行うことも認められているが、実際には、法第 13 条 1 項に則った手続なのか、単なる事実上の照会なのかの見分けがつかない場合がある。そこで、同条 2 項に規定する必要的意見聴取の手続同様、書面による通知を行政機関に義務付ける必要がある。

○任意的意見聴取及び必要的意見聴取ともに、「反対意見書」を提出しなかった場合、行政機関には、当該文書の開示決定がなされた旨の通知義務が課されていない。また、「反対意見書」を提出し、その結果、開示決定をしなかった場合にも、その旨の通知義務が課されていない。行政サービスの充実の観点から、第三者意見の照会を行った場合すべてについて、開示決定をした旨、あるいはしなかった旨、及びその理由、並びに開示決定を行った場合にはその実施日を書面により通知する必要がある。

○これまでも、極端に大量な請求、繰り返しの請求などに伴い、短期間に膨大な第三者意見の照会がなされ、当該企業に過大な事務負荷やコスト負担が強いられた事例がある。その中には、照会の専任担当者において、膨大な事務の処理を余儀なくされているケースもある。

こうした過大な負担軽減を図るためにには、法の趣旨に則った適正な情報公開請求が行われるよう、開示請求に係る理由の明示を求めるなど、請求のあり方について抜本的な見直しを図る必要がある。

開示請求に係る改善策を導入することにより、ひいては第三者意見照会における迅速な対応も可能となる。

4. 情報公開審査会へ諮問した旨の通知について

（法第 19 条関係）

○現行制度では、第三者意見の照会に対して、反対の意見書を提出した場合のみ、情報公開審査会への諮問の事実が通知されることになっているが、行

政サービスの充実の観点から、反対意見書を提出しない場合についても、審査会への諮問があれば、利害関係人である企業に対し、その事実を通知することが必要である。

5. 情報公開審査会の委員構成について

(法第23条関係)

○企業情報、とりわけ知的財産の保護強化の観点から、現在の情報公開審査会の委員構成を見直し、科学技術分野等に優れた知見をもつ産業界出身者を起用することを検討する必要がある。

以上